



■確定申告の準備はしていますか？

申告の際、対象者は控除の申告ができます。

【障害者控除の対象者について】

障害のある人で対象となる人は、事前に申請し、その書類を確定申告の際に添付すると、控除の申告ができます。

申請に必要なものは以下の通りです。

○認知症 → 主治医意見書（認知症・障害者控除用）

○加齢で身体に障害ありの人、寝たきりの人 → 介護保険被保険者証または医師の診断書

※申請には印鑑（認印可）が必要です。

■申請先：福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

【「おむつ代の医療費控除の証明書」をご存知ですか？】

おむつを常に利用し、一定の要件に該当する人は「おむつ代の医療費控除」の対象となります。

事前に申請した証明書とおむつ代の領収書を確定申告の際に添付すると、控除の申告ができます。

■初めて控除を受ける人

医療機関が発行する「おむつ使用証明書」の添付が必要です。（証明書の料金は、医療機関によって異なります）

■前年に引き続き控除を受ける人

要介護認定を受けている方で前年に引き続き申告を行う場合、一定基準を満たせば、佐賀中部広域連合で代用となる書類を発行します。（料金無料）

要件に該当しない場合は、書類発行できないこともあります。

必ず事前に佐賀中部広域連合へ電話でお問い合わせください。

■申請先・お問い合わせ

多久市 福祉課 地域包括支援係 ☎75-6033

佐賀中部広域連合 認定審査課 ☎40-1132



多久市好齢大学院作品展開催！

多久市好齢大学院は、教養活動を促し、生きがいづくりとして、習字や絵手紙等を学んでいます。この作品展を次のとおり行います。ぜひご覧ください。

■日時：1月12日(火)～22日(金)

■場所：多久市役所 1階市民ホール

■展示作品：習字・絵手紙 約200点



家族介護教室

■日時 2月6日(土)

13時30分～14時30分

■場所 社会福祉会館

■テーマ 「認知症の方への接し方や介護について」グループホームでの実践を通して

■講師 社会福祉法人天寿会

グループホーム大地

ホーム長 大石氏

■参加費 無料